

「アジフライの聖地 松浦」アワード実施要領

（目的）

第1条 この要領は、松浦アジフライ憲章を遵守しながら「アジフライの聖地 松浦」の推進に貢献したものを表彰し、もって松浦アジフライの振興を図ることを目的とする。

（表彰の対象及び基準）

第2条 表彰は、次のいずれかに該当する個人、団体又は企業について松浦市長がこれを行う。

- （1） 松浦アジフライの普及促進に貢献し、その功績が顕著なもの
- （2） 松浦アジフライの知名度向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- （3） 松浦アジフライを通してシビックプライドの醸成に寄与し、その功績が顕著なもの
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの

（表彰の方法）

第3条 表彰は、市長が表彰状と記念盾を授与して行う。

（表彰の時期）

第4条 表彰は、毎年4月に行う。ただし特別の理由がある場合はこの限りではない。

（応募方法）

第5条 表彰を受けようとするものは、「アジフライの聖地 松浦」アワード応募シート（様式第1号）を文化観光課に提出するものとする。

（表彰者の選考）

第6条 表彰者を選考するため、「アジフライの聖地 松浦」アワード選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、表彰対象者の中から、当該年度の表彰を受けるにふさわしい者を一者選考する。
- 3 選考委員会は、非公開とする。

（選考委員会の組織）

第7条 選考委員会は、委員10名以下により組織する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、当該表彰者の選考が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第10条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会の検討結果を市長に報告するものとする。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは委員長が予め指定した委員がその職務を代理する。

(表彰者の決定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その審査結果を尊重し表彰者を決定しなければならない。

(庶務)

第12条 選考委員会の庶務は、文化観光課が行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月27日から施行する。